

紀北町教育大綱

令和4年4月1日

三重県紀北町

1. 教育大綱の趣旨

平成 26 年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されました。改正の主旨は、次のとおりです。

- ① 教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しながら、教育行政における責任を明確なものとする。
- ② 迅速な危機管理体制を構築し、町長と教育委員会との連携強化を図る。
- ③ 町長の教育行政に対する責任を明確化した上で、町長と教育委員会の連携のもとで、より民意を反映した教育行政の推進を目的として、地域の実情に応じた総合的な教育に関する施策の大綱を策定する。

この法律に基づき、平成 28 年 8 月に町長は教育の大綱をとりまとめ、教育委員会と連携して推進していくために町長が主宰する 5 名の教育委員と紀北町総合教育会議において協議を経て、平成 29 年 4 月 1 日に施行しました。

2. 大綱の位置づけと期間

今回改訂する紀北町教育大綱は、地域づくりの最上位に位置づけられる「紀北町第 2 次総合計画(後期基本計画)」を踏まえて改定するものです。

年 度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
紀北町第 2 次 総合計画	基本構想									
	前期基本計画					後期基本計画				
教育大綱 計画期間	教育大綱					教育大綱【改訂】				

3. 新教育大綱の基本的な考え方

基本目標

「心豊かに夢を育む教育・文化のまち」

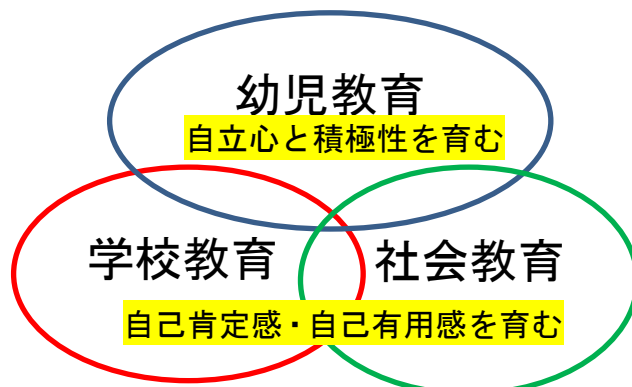
紀北町第2次総合計画より

紀北町を貫く世界遺産の熊野古道とその周辺には、人々に幸をもたらしてきた美しく豊かな自然が現存しています。その自然は、古の時代から時に厳しい試練をもたらすことがあり、そのたびに人々は互いに身を寄せ支え合いながら「共生の文化」を醸成させ、今も脈々と人々の暮らしの中で息づいています。

紀北町はこれからも、この自然と先人たちが紡いできた歴史と文化と伝統に触れる学びをとおして、子どもたちに紀北町に生まれた誇りと、郷土を愛する心の育成に取り組みます。

一方で、時間軸を現在と未来に向けてみると、紀北町でも急速な技術革新が伝統産業にも及んできました。さらに、少子高齢化の問題、地球温暖化に伴う異常気象の発生、南海トラフを震源とする巨大地震と津波の発生確率の上昇、Covid-19 感染症対策が重なり、未来予測が困難な時代を迎えています。また、人を思いやる日本人の美しい心がやや薄れつつあり、規範意識の低下が課題となっています。これらの課題を解決に導き、豊かで活力のある未来を創るために、あらためてすべての世代で教育の重要性が高まっています。

そのため、紀北町は引き続き学校適正規模・適正配置に取り組みながら、学ぶ環境の整備に努め、幼児教育と学校教育と社会教育が互いに計画的・系統的・継続的に連携して、誰一人取り残すことなく「新しい時代を生き抜いていく力」を育む教育に取り組みます。



「自立心」とは

さまざまな活動に取り組む中で、しなければならぬことを自覚し、自分の力で行うために考え、工夫し、あきらめずにやり遂げ、達成感を味わう中で育まれます。

「自己肯定感」とは

ありのままの自分を肯定する、好意的に受け止めることができる重要な感覚で、人がよりよく生きる力の根幹となります。

「自己有用感」とは

人の役にたった、人から感謝された、人から認められたという感覚で、自己に対する肯定的な評価。規範意識を育む上でも大切になります。

I. 計画期間

- ・令和4年度から令和8年度までとします。
- ・ただし、教育を取り巻く状況の変化や施策の進展状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

II. 基本的な考え方

1. 幼児教育

健やかな成長のために環境を整えて、遊びや生活体験をとおして、望ましい方向に心身の発達がより促進されるよう、教育の豊かな土壌づくりをすすめます。

また、幼児と児童生徒の交流や教師等の合同研修会を実施して、相互の円滑な教育の接続をすすめます。

補足 「幼児教育」は個々の子どもたちの月齢さからくる成長のちがいが大きいため、5つの目標に対して、それぞれ子どもたちの内面で「どのような育ちを目的としているのか」がより解りやすくするために、「子どもの姿」を添えています。

健やかな身体と心を育む取り組み

(1) 心も身体も健康で、安全な生活ができるようになる教育を推進します。

子どもの姿

- ・遊びや様々な身体を動かす体験を通して、運動や動作がスムーズにできるようになる
- ・体を使う活動に目標をもって挑戦して、困難につまずいても気持ちを切り替え、主体的に取り組む。
- ・感染症やケガから身を守ることができるようになる。

ともに学ぶ喜びを感じる取り組み

(2) 身近な自然に、興味や関心を持つようになる教育を推進します。

子どもの姿

- ・生き物や、天気や季節の変化に気づくようになる。
- ・動植物に興味をもち、いたわるようになる。

(3) 言葉を正しく使い、童話や絵本等に興味をもつようになる教育を推進します。

子どもの姿

- ・経験したことや自分の考えを、人に話せるようになる。
- ・人の話や話し合いを、上手に聴くことができるようになる。
- ・興味をもって、絵本を見たり、絵について話したりするようになる。

人とつながる力と個性を育む取り組み

(4) 規範を守り、身近な集団に適応できるようになる教育を推進します。

子どもの姿

- ・自分のことが、ひとりでできるようになる。
- ・友だちと助け合い、仲よくなれる。
- ・親や先生の話が聞けるようになり、きまりを守ることが、できるようになる。

(5) 自由な表現ができて、創造性が豊かになる教育を推進します。

子どもの姿

- ・歌うこと、絵を描くことに興味をもつようになる。
- ・楽器、クレヨン、はさみなどの道具が使えるようになる。
- ・ごっこ遊びや劇などで、感情を表現できるようになる。

2. 学校教育

子どもたちが未来をたくましく生きることができるように、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」の調和を重視した学びを推進します。

「確かな学力」を育む取り組み

- (1) ICT教育機器を活用して、協働的な学びの中で主体的・対話的で深い学びを推進するとともに、誰一人取り残すことのないよう個別最適化された学びと、一人一人をつなぐ協働学習を推進します。
- (2) 言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにして、より深く生きる力を育むために、読書活動を推進します。
- (3) 小中連携にて外国語活動・英語教育を通してコミュニケーション能力を高め、グローバルな視点で異文化を理解する学びを推進します。
- (4) 学ぶことと自己の将来のつながりを見通しながら、自己決定する能力や態度及び人間関係を築く力を育むキャリア教育を推進します。

「豊かな心」を育む取り組み

- (5) 紀北町の自然と文化と産業に触れて深く学ぶ体験学習を通して、故郷紀北町に対する郷土愛が育まれる学びを推進します。
- (6) 国籍や文化・性の認識・障がいの有無など多様性を認め合い、共に力を合わせてよりよく生きようとする包摂的な教育(インクルーシブ教育)を推進します。
- (7) 命及び人権尊重の精神を基盤として、「いじめ」や「差別」を許さない心を育てる人権教育を推進します。
- (8) 防犯防災教育、交通安全教育において、危険予測と危険回避する力を育み、危機発生時に互いを思い支え合う共生の精神を育みます。

「健やかな身体」を育む取り組み

- (9) 多様な種目のスポーツを楽しみ、日常的に運動する習慣を確立するとともに、積極的に体力が向上する教育を推進します。

3. 社会教育

すべての世代で暮らしにゆとりと潤いを育む活動と、自主的な学習活動と、心と体の健康づくりの活動を支援します。

青少年育成の取組

- ①次代を担う青少年の健全な育成を地域ぐるみで推進します。
- ②スポーツ少年団やいきいき子ども学園の活動を支援します。

芸術・文化活動と学習機会の充実

- ①暮らしにゆとりと潤いを育むために、学習機会を充実するとともに、各世代の自主的な学習活動を支援します。
- ②豊かな心や創造性を育むため、芸術・文化を高揚します。
- ③先人たちの足跡と歴史である郷土の伝統や文化を次世代に継承します。

心と体の健康づくり

(1) すべての世代の健康づくり

- ①住民が自らの健康を意識し、運動の重要性を認識するとともに日常生活への運動の習慣化を促進します。
- ②体力づくりや余暇を楽しむため、住民の年齢や体力に応じたスポーツや運動を促進します。

(2) 競技スポーツを楽しむ土壌づくり

- ①スポーツ選手を育成しスポーツを活発化するために、競技スポーツを支援します。
- ②町内のスポーツ施設や宿泊施設、恵まれた自然環境を活かし、合宿や大会を誘致するなどスポーツによる交流を推進します。